

8 消費税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に終了した課税期間に係る消費税の当初申告による課税実績をそれぞれ示したものである。

2 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目				調査方法
		申告及び処理件数	納税申告額	還付税額	届出件数	
(1) 課税状況	申告の種類別	○	○	○		全数調査
(2) 課税事業者等届出件数	届出の種類別				○	"
(3) 税務署別課税状況	申告の種類別	○	○	○	○	"

3 消費税の概要

(1) 消費税の創設

昭和63年度の税制の抜本改革の一つとして、消費税が創設され、平成元年4月1日から適用された。

(2) 納税義務者

課税資産の譲渡等を行う事業者

(3) 課税標準

課税資産の譲渡等の対価の額

(4) 税額の計算

$$\text{消費税の納付税額} = \left(\begin{array}{l} \text{売上げに係る} \\ \text{消費税額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{仕入れに係る} \\ \text{消費税額} \end{array} \right)$$

$$= \text{課税期間の課税売上高} \times 4\% - \text{課税期間の課税仕入高} \times 4\%$$

(注) 平成9年3月31日までの取引及び税率の適用に関する措置の適用があるものについては3%。

このほか、平成9年4月1日から地方消費税が消費税率換算で1%課税され、消費税と地方消費税を合わせた税率は5%。

(5) 申告及び納付

課税期間（個人事業者＝暦年、法人＝事業年度）の終了後2か月以内に確定申告書を提出し、消費税と地方消費税を合わせて納付する。

(注) 個人事業者の申告・納付期限は、翌年3月末日となっている。

(6) 免税取引及び非課税取引

イ 輸出取引は免税とされている。

ロ 非課税取引……………主なものは、次のとおりである。

8 消費税

消費税の性格上、課税することになじまないもの	①土地の譲渡及び貸付け、②公社債や株式の譲渡、③利子、保険料、保証料、④郵便切手、印紙等の譲渡、⑤商品券等の譲渡など
社会政策的な配慮に基づくもの	①社会保険医療等、②社会福祉法に規定する社会福祉事業等、③学校教育法に規定する学校の授業料、入学検定料、④住宅家賃など

(7) 事業者の納税事務負担を軽減するための措置等

イ 納税義務の免除

基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。

なお、これらの事業者が課税事業者選択届出書を提出した場合には、消費税の納税義務者となる。

(注) 基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上の法人について納税義務は免除されない。

ロ 簡易課税制度

基準期間の課税売上高が2億円以下（平成9年3月31日以前に開始した課税期間にあつては4億円以下）の事業者は、課税売上高だけから納付税額を計算できる簡易課税制度の適用を受けることができる。

(算式)

消費税の納付税額＝課税期間の課税売上高×4%×(1－みなし仕入率)

ハ 限界控除制度

平成9年4月1日以後開始する課税期間（個人事業者は平成10年分）から廃止。